

令和6年第5回
選挙管理委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月2日(火)
午前11時～午前11時26分
2. 開催場所 市役所3階 第二委員会室
3. 出席者 委員長 大久保 幸藏
職務代理 園田 弥市
委員 山本 格
委員 鈴木 晃子
事務局長 星野 英記
選挙係長 永松 志一
4. 議題等 第13号議案 永久選挙人名簿からの抹消について
第14号議案 署名者の総数及び有効署名等の総数について
その他
5. 議事(要点筆記)
 - 大久保委員長
これより選挙管理委員会を開会します。
本日は2件の議案があります。第13号議案 永久選挙人名簿からの抹消について、事務局より説明願います。
 - 事務局
資料(公職選挙法第28条第1項第1号及び2号による抹消者)により説明
 - 大久保委員長
ご異議等ありますか。
(委員異議)なし
 - 大久保委員長
第13号議案は承認とします。
次に第14号議案 署名者の総数及び有効署名等の総数について、事務局より説明願います。

□ 事務局

第14号議案 署名者の総数及び有効署名等の総数について説明します。

令和6年3月13日に受理した狛江市条例制定請求代表者 小俣 三郎他3名から提出された狛江市条例制定請求者署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数等は

- 1 署名者総数 4,265人、 2 有効署名の総数 4,060人
- 3 無効署名の総数 205人

となっています。また、無効署名の内訳について説明します。

- 1 選挙人名簿に登録がないので、無効と決定したもの 88人
- 2 生年月日の記載がないので、無効と決定したもの 13人
- 3 同一筆跡、代筆(代筆者欄の記載があるものを除く)と認められ、無効と決定したもの 38人
- 4 重複して署名したので、無効と決定したもの 60人
- 5 代筆者が請求代表者または受任者であるため、無効と決定したものを
6人

なお、選挙人名簿に登録がないので、無効と決定したもののうち、令和5年12月2日に死亡された方の署名がありました。地方自治法第74条の4第2項に「条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀(き)壊若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮(こ)又は五十万円以下の罰金に処する。」と定められていることから、調布警察へ署名の偽造があったことの届出をしております。

審査録につきましては、このあと回覧し署名をしていただきます。また署名簿の原本は、選挙管理委員会にて保管させていただきます。

提案理由ですが、地方自治法第74条の2第1項の規定により、署名簿の署名の効力を決定し、その旨を証明する必要があるため本案を提出するものです。

○ 大久保委員長

ここで休憩します。

—休憩—

○ 大久保委員長

再開します。ただいま、審査録の回覧が終わりました。

ご異議等ありますか。

(委員異議) なし

○ 大久保委員長

ないようでしたら、これから審査録へ署名したいと思いますので、再び休憩に入りたいと思います。

—休憩—

○ 大久保委員長

ただいま、休憩中審査録への署名が完了しました。調布警察への届出についてはよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

○ 大久保委員長

第14号議案は承認とします。

次にその他について事務局より説明願います。

□ 事務局

① 次回の委員会の日程を資料により説明

② 令和6年4月以降の会議等の日程を資料により説明

③ 東京都知事選挙のポスター掲示場の形態を資料により説明

○ 大久保委員長

ご質問等ありますか。

▽ 園田委員

①の委員会後に署名簿を返付するが、その後の流れを知りたい。

□ 事務局

署名簿の返付日から5日以内に、市に請求書を提出することになります。市の政策法制部門が請求書の審査・受理等を行い、受理の日から20日以内に議会を招集することになります。4月中には議会を開催する見込みです。議会では審議して採択することになりますが、その方法については決まっておりません。

○ 大久保委員長

その他ご質問等ありませんか。

ないようですので、本日の委員会を閉会とします。